

国立大学法人大分大学情報公開，個人情報保護，特定個人情報の取扱い及び匿名加工情報の管理に関する委員会規程

平成20年4月1日制定  
平成20年規程18号

(設置)

第1条 国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）に，法人における情報公開，個人情報保護，特定個人情報の取扱い及び匿名加工情報の管理に関する事項について審議するため，国立大学法人大分大学情報公開，個人情報保護，特定個人情報の取扱い及び匿名加工情報の管理に関する委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は，次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 情報公開，個人情報保護，特定個人情報の取扱い及び匿名加工情報の管理に係る体制及び実施に関すること。
- (2) 法人文書，保有個人情報，特定個人情報及び匿名加工情報の管理に関すること。
- (3) 法人文書，保有個人情報及び特定個人情報の開示請求等に係る具体的事案に関すること。
- (4) 情報公開，個人情報保護及び特定個人情報に係る審査請求に関すること。
- (5) 匿名加工情報の提供に関すること。
- (6) その他情報公開，個人情報保護，特定個人情報の取扱い及び匿名加工情報の管理に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は，次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名する理事
  - (2) 学部長
  - (3) 医学部附属病院長
  - (4) 各学部から選出された教員 各1人
  - (5) 事務局長
  - (6) 総務部長
  - (7) 研究推進部長
  - (8) 財務部長
  - (9) 学生支援部長
  - (10) 医学・病院事務部長
  - (11) その他学長が必要と認める職員
- 2 前項第4号及び第11号の委員は，学長が指名する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は，2年とする。ただし，再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き，学長が指名する理事をもって充てる。

2 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

3 委員長が欠けたとき，又は事故があるときは，あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は，委員の過半数の出席がなければ，議事を開くことができない。

2 委員会の議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決すると

ころによる。

(議事の特例)

- 第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。
- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

- 第8条 委員長が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

- 第9条 医学部附属病院の診療情報の開示請求に関する事項を専門的に審議するため、専門部会として医学部附属病院専門部会（以下「病院専門部会」という。）を置く。
- 2 病院専門部会は、大分大学医学部附属病院診療情報提供委員会の委員をもって充て、病院専門部会に関し必要な事項は、この規程に定めるもののほか医学部附属病院長が別に定める。
- 3 第1項に規定する病院専門部会のほか、委員会に必要に応じて専門部会を置くことができる。

(事務)

- 第10条 委員会の事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

- 第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人大分大学情報公開委員会規程（平成16年規程第122号）及び国立大学法人大分大学個人情報保護管理委員会規程（平成17年規程第19号）は、廃止する。

附 則（平成24年規程第109号）

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第51号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第62号）

(施行日)

- 1 この規程は、平成27年12月1日から施行する。  
(国立大学法人大分大学情報公開規程の一部改正)
- 2 国立大学法人大分大学情報公開規程（平成16年規程第121号）の一部を次のように改正する。

第4条中「国立大学法人大分大学情報公開・個人情報保護委員会」を「国立大学法人大分大学情報公開・個人情報・特定個人情報保護委員会」に改める

附 則（平成30年規程第5号）

- 1 この規程は、平成30年2月26日から施行する。

2 国立大学法人大分大学情報公開規程（平成16年規程第121号）の一部を次のように改正する。

第4条中「国立大学法人大分大学情報公開・個人情報・特定個人情報保護委員会」を「国立大学法人大分大学情報公開，個人情報保護，特定個人情報の取扱い及び非識別加工情報の管理に関する委員会」に改める。

3 国立大学法人大分大学個人情報の保護及び特定個人情報の取扱いに関する規程（平成27年規程第61号）の一部を次のように改正する。

第8条中「国立大学法人大分大学情報公開・個人情報・特定個人情報保護委員会」を「国立大学法人大分大学情報公開，個人情報保護，特定個人情報の取扱い及び非識別加工情報の管理に関する委員会」に改める。

附 則（令和2年規程第3号）

この規程は，令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第34号）

この規程は，令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第15号）

この規程は，令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第26号）

この規程は，令和4年4月1日から施行する。